

拝啓

貴殿におかれましては、日頃より、新型コロナウイルス対策やデジタル化の推進をはじめ、我が国が抱える諸課題の解決に向け、熱心に取り組んでいただいております、深甚なる敬意を表します。

さて、マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認を行うことができるデジタル化の鍵となるツールであり、現在、政府全体で、今年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指して、普及に取り組んでいます。

カードの申請件数は、本年八月末時点で、約六、四〇六万件、人口に対する割合は五〇・九%となっております、国民のおよそ二人に一人の方に申請していただいたこととなります。一日あたりの申請件数についても、八月に入ってから、マイナポイント第二弾が本格的に開始した六月三〇日以前の四倍以上に増加し、大変多くの申請をいただいておりますが、政府目標の実現に向けて、さらなる普及促進を図っていく必要があります。

先日、私から国民の皆さまへ、カードのメリットや安全性についてご説明し、取得を直接呼びかけるメッセージ動画を総務省のホームページ及びYouTubeにアップロードし、掲載したところですが、カードのさらなる普及促進を図っていくためには、カードのメリットを、国民の皆さんに実感していただくことが重要です。

例えば、総務省では、自治体が行う地域独自のポイント給付を支援する「自治体マイナポイント事業」を、十月下旬から展開してまいります。来年度概算要求にも、全国展開に要する経費として十二・八億円を盛り込んでおります。本事業により、各自治体は、子育て支援や健康活動の推進など多様な目的に応じた独自の給付施策を、オンラインで迅速かつ効果的に実施することができるようになります。

また、カードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」により、患者の同意の下、医師が、過去の薬剤情報や特定健診情報を確認することで、より適切な医療が受けられるようになります。

中央社会保険医療協議会が八月十日に提出した答申では、カードを保険証として利用した場合の負担が、利用しない場合より高くなる現在の仕組みを廃止し、初診時においてカードを保険証として利用した場合の負担を下げる新たな診療報酬の仕組みを令和四年十月から適用する考え方が示されました。今年度中におおむね全ての医療機関等でカードを保険証として利用できるよう環境整備が進められており、今年の骨太方針では保険証の原則廃止を目指す旨が示され、将来的にカードが保険証に取って代わることとなります。

最大で二万円分のポイントがもらえるマイナポイント第二弾は、ポイントの対象となるカードの申請期限が九月末までとなっておりますので、この機会に一人でも多くの方にカードを取得していただきたいと考えております。

このため、総務省では、カードをまだお持ちでない方へ、QRコード付き交付申請書を送付いたしました。四国経済連合会の皆様にも、別添の資料などもご活用いただきながら、各企業から従業員に対して、マイナポイント第二弾やQRコード付き交付申請書によるカードの申請について周知いただき、カードの取得を積極的に呼びかけていただきますようお願いいたします。

さらに、総務省では、申請機会の一層の拡大を図る取組として、市区町村に対して、企業への出張申請受付について、他の市区町村に住所がある方も対象として積極的に実施していただくよう要請を行っています。

この取組は、申請を行う方がどの市区町村に住んでいるかにかかわらず、職場で申請ができ、かつ、役所に行くことなく郵送でカードを受け取ることができるものであり、従業員の皆様にとって非常に利便性が高いものです。

企業への出張申請受付について対応が可能な一、五〇〇を超える市区町村のリストをお送りしますので、会員企業の皆様に情報提供していただき、企業からも所在市区町村にご相談いただくよう会員企業への積極的な働きかけをお願いいたします。

デジタル社会の実現に向け、政府全体で、利便性の向上も含め、マイナンバーカードの普及促進に全力で取り組んでおりますので、四国経済連合会の皆様におかれましても、積極的な御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

末筆ながら、貴殿の御健康と益々の御活躍をお祈り申し上げます。

敬具

令和四年九月九日

総務大臣

寺田 後

四国経済連合会会長 佐伯 勇人 殿